

## 特定保健指導に関する個人情報の共同利用について

SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合（以下「当組合」という）では、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診（特定健診）を行います。特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポート（特定保健指導）を行います。

特定保健指導を行うにあたり、個人情報（保健指導対象者の氏名、特定保健指導支援コース）について、事業主にお知らせし、特定保健指導の勧奨及び日程調整をしていただくために、それらの情報を共同利用します。

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理責任者の氏名又は名称、について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得なくても、個人データを提供することができるされています。

当組合と事業主は、被保険者（従業員）の特定保健指導に関する個人情報（保健指導対象者の氏名、特定保健指導支援コース）を共同利用します。

### 1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

特定保健指導対象者の氏名、該当する特定保健指導支援コース

**※健診結果データ及び相談内容は含みません。**

### 2. 共同利用者の範囲

SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合、当組合加入の全ての事業主、  
産業医及び委託先事業者

### 3. 共同利用目的

事業主は健康経営の推進のため、当組合は加入者の健康の保持増進の促進のため、協力して特定保健指導を進めることを目的とします。

#### 4. 個人情報の管理責任者について

- ・各事業主の健康管理担当部門の長
- ・SMB Cコンシューマーファイナンス健康保険組合 常務理事

#### 5. 共同利用を希望されない場合

当組合までお申し出ください。